

—地域で学び共につくる持続可能な社会へ—

令和7年度
岡山 ESD プロジェクト活動支援助成金
助成団体募集要項



岡山市内（または岡山市民対象）の
持続可能な社会づくりに向けた、学びと実践をつなげる活動を
対象にした活動助成

募集期間：令和7年3月26日（水）～令和7年4月25日（金）

募集要項、申請書類は、岡山市ホームページの「令和7年度岡山
ESDプロジェクト活動助成金」のページからダウンロードできます。
(<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000070062.html>)



岡山 ESD 推進協議会（事務局：岡山市 SDGs・ESD 推進課）

令和7年度岡山 ESDプロジェクト活動支援助成金 助成団体募集要項

1 趣旨

岡山 ESD プロジェクトに賛同し、岡山地域（岡山市及びその周辺）において市民のために幅広く ESD^{*1}を推進する活動を行う岡山 ESD プロジェクト参加団体の事業に対して、より活動を充実させるため、「岡山 ESD プロジェクト活動支援助成金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で、岡山 ESD プロジェクト活動支援助成金を交付します。

2 助成対象団体

助成対象となる団体は、**岡山 ESD プロジェクト参加団体**、または本助成金の申請と同時に**新たに参加団体へ登録する団体**で、岡山県内に所在地がある団体です。ただし、国、地方公共団体（学校を除く）、国・地方公共団体の外郭団体（事業費の1/2以上を国及び地方公共団体の予算（負担金等）で充当し、国及び地方公共団体が運営している団体）、大学（本助成金が大学及び研究室の予算に充当されるもの）、企業は除きます。

※公立の小中学校が申請する場合は、申請の可否について事前に教育委員会に確認してください。

※1 ESD（Education for Sustainable Development = 持続可能な開発のための教育）

現代社会の抱える環境、人権などの様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、持続可能な社会を創造していく新たな価値観や行動を生み出すことを目指す学習や活動。

3 助成対象事業

岡山地域で行われる ESD の事業で下記の条件を満たすものとします。

- (1) 持続可能な社会づくりのために、社会課題と身近な暮らしを結びつけ、新たな価値観を生み出し、行動を変革することを目指す学習や活動。また、持続可能な社会づくりのために必要な知恵や文化を次世代に継承していくことを目指す学習や活動。
- (2) 主な活動場所が岡山市域、あるいは岡山市民を対象とした事業。
- (3) 「岡山 ESD プロジェクト 2020-2030 基本構想」の重点取組分野に該当する事業。

参照ホームページ：<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000029921.html>

ただし、次に掲げる事業は対象となりません。

- ①政治活動・宗教活動・営利を目的とする事業
- ②公序良俗に反する恐れがあると認められる事業
- ③施設等の建築及び整備を目的とする事業
- ④国、地方公共団体、国・地方公共団体の外郭団体から助成を受けている事業
- ⑤大学の本来の研究活動に該当する事業

4 助成対象経費

事業に必要な経費のうち、助成金の交付対象と認める経費は、以下のものとします。

- (1) 報償費 : 外部の専門家等に支払う謝礼など
- (2) 旅費（交通費） : 事業を実施するために必要な交通費など
- (3) 消耗品費 : 事業実施に直接必要な事務消耗品購入費など
- (4) 食糧費 : 会議等の茶葉購入費など
- (5) 印刷製本費 : チラシ、事業報告書等の作成に係る経費（コピー代含む）など
- (6) 通信運搬費 : 郵便代、宅配便など（電話代は対象外です。）
- (7) 使用料・賃借料 : 会場使用料、車、機械などのリース料及びレンタル料など
- (8) その他 : 岡山 ESD 推進協議会長が特に認める経費

＜対象とならない経費＞ ※ご注意ください。

- 団体の運営に供する経費
- 申請団体構成員への謝礼・報償費
- 事業実施主催者の弁当などにかかる飲食費や事業趣旨に合致しない参加者の飲食費
- 団体構成員の学習のための研修旅費
- 自動車等のガソリン代
- デジタルカメラ、プリンターなど申請事業以外にも使用できる汎用性のあるものや、
団体の財産となるようなものの購入費
- 3万円（税込）を超える備品の購入費
- 領収書が無いなど、支出の根拠が確認できない経費
- その他、岡山ESD推進協議会長が適当でないと認める費用

5 助成対象期間

令和7年6月1日から令和8年2月28日まで（単年度事業）

※上記の期間内に実施する事業で、かつ期間内に支払われた経費（＝上記期間内の申請団体宛での領収書が存在する）のみが助成対象となります。申請事業に関する経費であっても、上記期間外に支払われた経費は助成対象となりませんので、ご注意ください。

6 助成金額および、補助率

(1)新たに協議会に登録する団体または、令和4年4月1日以降に参加登録した団体で、これまでに本助成金の交付を受けた回数が2回以内の団体。

→○助成金額 1事業当たり15万円を上限とします。

○補助率 申請する総事業費の5/5以内

(2)協議会への登録が令和4年3月31日以前の団体で、これまで本助成金の交付を受けた回数が2回以内の団体。

→○助成金額 1事業当たり10万円を上限とします。

○補助率 申請する総事業費の4/5以内

(3)既に3回以上本助成金の交付を受けた団体

→○助成金額 1事業当たり5万円を上限とします。

○補助率 申請する総事業費の4/5以内

ただし、1団体からの申請は1事業までとします。

7 募集期間

令和7年3月26日（水）～令和7年4月25日（金）必着

8 応募方法

事務局（岡山市SDGs・ESD推進課）に助成金の申請を行う旨を事前連絡の上、次の書類を作成し、

4月25日（金）までに、Eメール、郵送または持参により提出してください。

①岡山ESDプロジェクト活動支援助成金交付申請書（様式第1号）

②事業計画書（様式第2号）

③収支予算書（様式第3号）

④参加団体として新規登録する団体の方は、岡山ESDプロジェクト参加団体登録

申請書」及び、団体の活動が確認できる書類（団体規約、役員名簿、活動がわかる報告書やチラシなど）を提出してください。申請書類等は下記URLからダウンロードしてください。

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000070062.html>



※その他、下記の点に留意してください。

- ・事業計画は、時期や場所、対象者、人数、内容などを具体的に記入すること。
- ・事業計画と助成金の使途との関係を明確にすること。
- ・申請する事業について、他の助成金を受けている、もしくは申請中の場合は、収支予算書作成時に他の助成金の名称及び助成金額を明記し、費用の対象を明確に区分すること。

9 事前相談

初めて申請される団体や、申請方法等について対面での説明を希望する団体等の方は、**E S D・市民協働推進センター**（岡山市役所本庁舎 2階市民協働企画総務課内）に**事前に電話で日時を調整の上**、訪問し、説明を受けてください。

○連絡先

E S D・市民協働推進センター（岡山市役所本庁舎 2階市民協働企画総務課内）
0 8 6 - 8 0 3 - 1 0 6 2（月曜日から金曜日の9時～17時）

※初めて申請される団体は必ずE S D・市民協働推進センターでの説明を受けるようにしてください。

10 審査について

助成金の審査は、審査会により、提出いただいた申請書をもとに、以下の6つの項目に基づいて、書類審査とヒアリングにより採点し評価を行い、助成の可否及び助成額を決定します。

(1) 審査会

- ①審査会の審査員は、岡山E S D推進協議会の運営委員で構成し、運営委員長が審査委員長を務めます。
- ②申請状況や事業内容等により、希望助成額に満たない場合や助成対象外となる場合があります。
- ③審査後に事業の見直しをしていただく条件付き決定になる場合があります。
- ④審査結果については、審査意見を添えて、審査会終了後、速やかに公表します。

(2) 審査項目等

	審査項目	審査項目の考え方
1	目的・課題・目標の設定	①事業の背景にある「持続可能な社会づくり」の問題や克服すべき課題が、具体的にとらえられているか。 ②「持続可能な社会づくり」に向けた目標が明確になっているか。 ③SDGs（持続可能な開発目標）※2のどの目標と関連するかの説明がなされているか。
2	実現性	①日程、体制、内容、予算の積算根拠等が適切か。 ②法令上の手続きや関係機関との調整ができているか、または、調整

		可能な内容になっているか。 ③実施団体は、事業内容を実施するための専門性や知識、体制、経験などを有しているか。
3	協働	①多様な関係者、団体との協働が行われ、相乗効果、波及効果が期待できるか。 ②岡山E S D推進協議会や、学校・公民館・地域でのE S Dの取組や問題解決の取組との協働が行われているか。
4	E S Dの視点	①事業を通じた参加者の気づき、意識や行動の変容などE S D推進の意図が明確であるか。 ②事業の中に参加体験型の学習方法など、事業に関わる人同士の学び合いの要素が取り入れられているか。 ③学びと実践を結び付ける工夫があるか。
5	成果	①具体的な効果、成果が期待できるか。 ②事業参加者へのアンケート実施など、事業をふりかえり、次に活かす取組が行われているか。
6	発展性	①事業が岡山地域のE S Dの推進と地域の持続可能な社会づくりの発展につながるものであるか。

※2 SDGs (Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標) とは

2015年の国連サミットで採択されたもので、2030年までに達成すべき17の目標が掲げられています。

キーワードは「誰一人取り残さない。」経済、社会、環境、の調和のとれた発展をめざし、様々な主体が協働しながら、世界各地で取組が進められています。



◎SDGsの解説冊子のホームページ

<http://sus-cso.com/kiji/report160331>

◎国連広報センター

http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

11 助成金の交付決定通知

助成金の交付が決定した団体へは、助成金交付決定通知書(様式第4号)、不交付団体へは、助成金不交付決定通知書(様式第5号)により、郵送で通知します。

12 助成金の交付

助成金は原則として事業完了後払いですが、希望により、事前払いを行います。(事業の変更、中止の場合は報告とあわせて精算をしていただきます。)

13 事業の実施

(1) 事業内容の変更・中止

交付決定後、事業内容が変更・中止になる場合は、事業を変更・中止する前に、事業変更・中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を提出してください。事業の変更・中止には岡山E S D推進協議会の承認が必要です。また、必要に応じて実施経過等についてヒアリングを行います。

事業内容が変更になった場合の助成額について

- 当初予定していた事業内容を変更した結果、総事業費が減額となった場合は、**事業内容変更後の総事業費に当初に決定した補助率を乗じた額を新たな助成額とします。**
- 事業内容変更後の助成額が当初の助成額を下回る場合は、**余剰分を返還していただきます。**
- 事業内容変更後、当初予定よりも事業費が増額となった場合でも、**当初に決定した助成額を増額することはありません。**最大でも当初決定の金額となります。

(2) 事業実施にあたる支援

岡山ESD推進協議会では、活動団体同士の交流会やESDコーディネーター研修などを行っていますので、積極的にご参加、ご活用ください。また、協議会に参加登録された他団体との連携についてもご相談ください。

(3) 岡山ESDプロジェクトの広報

助成を受けた活動に関するポスター・チラシ・看板・ウェブページなどには、必ず**「岡山ESDプロジェクト参加事業」と明記してください。**また、他の団体のESDのモデルとなるよう、岡山ESD推進協議会が行う行事等で積極的に発信し、ESDやSDGsの普及、啓発を行ってください。

また、ホームページ「おかやまSDGs・ESDなび」に掲載する記事の執筆を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。

14 事業の報告

- (1) 助成事業終了後に以下の書類等を提出してください。

報告書提出締切：令和8年3月6日（金）

- ①岡山ESDプロジェクト活動支援助成金事業実績報告書（様式第7号）
- ②事業報告書（様式第8号）

活動状況等がわかる画像（5枚以上）等を入れてください。

- ③収支決算書（様式第9号）

- ・領収書は**原本及び写し（1部）の両方**を提出してください。（確認後、原本は返却します。）
- ・領収書の宛先は、申請団体名としてください。
- ・領収書は文字が読めるよう、**文字が重ならないようにコピーしてください。**

- ④事業実施に際し作成したチラシやポスター、冊子などの成果物

(2) **当初予定より総事業費が減少した場合**

上記「13 事業の実施」の「※事業内容が変更になった場合の助成額について」記載事項と同様、**事業完了後、経費を精算した結果、総事業費が当初予定していた総事業費を下回った場合は、助成額が減額になり、余剰金を返還する必要があります。**

※(1)で提出された収支決算書をもとに算出した返還額を、後日、事務局から通知します。

(3) 助成を受けた団体の方は、岡山 E S D 推進協議会で実施する事業で活動報告（プレゼンテーション等）をお願いすることがあります。

(4) 提出された事業報告書、成果物及び画像等については、岡山市及び岡山 E S D 推進協議会のホームページ、SNS 等に掲載し、広く広報に使わせていただきますので、画像、映像については掲載許可を得られたものを提出してください。

(5) 助成金の他用途使用、虚偽の報告等があった場合、助成金の交付決定を取り消すことがあります。

(6) 事業報告の提出が無い場合は、助成金の交付決定を取り消します。

※本助成事業は「岡山 E S D プロジェクト活動支援助成金交付要綱」に基づきます。

【問い合わせ・書類等の提出先】

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1-1

岡山 ESD 推進協議会事務局（岡山市 SDGs・ESD 推進課内）

電話 086-803-1354・1351

FAX 086-803-1777

Eメール esd@city.okayama.lg.jp

HP <https://www.city.okayama.jp/kurashi/category/1-9-9-2-0-0-0-0-0-0-0.html>